

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和7年1月17日

福島県県中建設事務所長 和知 聰

1 業務概要

- (1) 業務名 吉間田滝根線外事業執行支援業務委託（道改・改良）
(2) 業務内容 吉間田滝根線広瀬工区、いわき石川線石川バイパス、田村安積線守山工区の道路整備事業の執行にあたり、工事契約書の履行確保に向けた変更に必要な資料作成等や関連工事との工程調整、関係機関との協議調整などを行う業務
(3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、技術提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は「吉間田滝根線外事業執行支援業務公募型プロポーザル方式募集要領（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 評価基準日（令和7年2月6日（技術提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
(3) 評価基準日（令和7年2月6日（技術提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等請負資格者名簿の発注種別が、地上測量、調査又は土木設計のいずれかに登録されていること。
(4) 建設コンサルタント登録規程による「道路部門」、「施工計画、施工設備及び積算部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」及び「土質及び基礎部門」の建設コンサルタント登録を受けている者であること。
(5) 管理技術者は、技術士資格（建設部門）を有すること。

- (6) 設計共同体（当該業務を共同連帶して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）である場合、次のア～カに掲げる要件をすべて満たしている者であること。
- ア 構成員の数が管理技術者に担当技術者の数を加えた数を超えない者であること。
- イ 代表構成員が（1）～（4）に掲げた要件をすべて満たしている者であること。
- また、その他の構成員は（1）～（3）に掲げた要件を満たしている者であること。
- ウ 別紙1に示された吉間田滝根線外事業執行支援業務設計共同体協定書により設計共同体の協定書を締結している者であること。
- エ 構成員の分担業務が、業務の内容により吉間田滝根線外事業執行支援業務設計共同体協定書において明らかな者であること。
- オ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、吉間田滝根線外事業執行支援業務設計共同体協定書において明らかな者であること。
- カ 構成員において決定された代表者が、吉間田滝根線外事業執行支援業務設計共同体協定書において明らかな者であること。

4 手続等

（1）事務局

〒963-8540 郡山市麓山1丁目1番1号
福島県県中建設事務所 事業部 道路課
電話：024-935-1430 FAX：024-935-1444
E-mail : kentyuu.ken@pref.fukushima.lg.jp

（2）募集要領等の配布期間及び方法

- 募集要領等を事務局ホームページにより配布します。
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41320a/>)により配布します。
配布期間は令和7年1月17日から令和7年1月28日まで。
ただし、上記配布方法にて入手（ダウンロード）ができない場合は、下記のとおりとし、4（1）事務局に電話にて申込みしてください。
- ア 配布期間
令和7年1月17日から令和7年1月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の9時から17時まで。
- イ 配布方法
次のいずれかの方法とする。
(ア) 手交を希望する場合は、電子データ保存用の未使用のCD-Rを4（1）

事務局に持参してください。CD-Rに複製し、手交します。

- (イ) 郵送による配布を希望する場合は、表に「吉間田滝根線外事業執行支援業務募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒（CD-Rが入る大きさの封筒にCD-Rが返信できる郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で4(1)事務局へ郵送してください。CD-Rに複製し返送します。
(配布期間は、請求が上記配布期間内の消印のあるものについて配布します。)

(3) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和7年2月6日17時までに、4(1)事務局に1部を持参又は郵送すること。
郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とする。

5 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項第1号から第3号、第5号、第8号又は第9号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第229条第1項第8号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が300万円以上となるときは、この限りではない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は募集要領による。